

要介護認定者の障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を申請により交付します。

この認定書は、平成30年分の所得税及び平成31年度分の町県民税の申告時に使用することができます。

▶ 対象者

町の要介護認定で要介護1から要介護5の認定を受けた、満65歳以上の方。（ただし、認定調査票の認知症高齢者と障害者高齢者の日常生活自立度が両方とも自立の方は対象外です。）

※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は除きます。

▶ 申請の受付

本人又はその人を扶養している方が申請できます。

保健福祉課窓口へ申請書を提出してください。

申請書には申請者及び対象者の印鑑が必要です。

▶ 申請の受付開始

平成30年12月3日⑩～

窓口：平日のみ、午前8時30分～午後5時15分

▶ 認定書の交付

平成31年1月4日以降に郵送にて送付します。（税法に定められた基準日12月31日以降の交付となります。）

▶ 問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎⑩1603



☆ 発酵の里 きらきら健康メモ ☆

おいしく楽しく年末年始

年末年始は家族や親せきでごちそうを囲んで過ごす機会が多くなりますね
そんな時に注意したいのが「むせ・のどづまり」



年配の方だけでなく若い方も要注意！

1. 口の中に貼りつきやすいもの
おもち・団子・海苔など
2. 口の中でばらばら まとまりにくいもの
かまぼこ・こんにゃく・ピーナッツなど
3. 水分が少なくパサパサしたもの
パン・カステラ・高野豆腐など

意外と
危ない



心がけたい
ポイント



- ・食べやすい大きさに切る
 - ・お茶や水などを飲んで喉を湿らせる
 - ・食事中に驚かせるような行動をしない
 - ・食事中は遊ばない、歩き回らない、寝転ばない
- ☆いざという時の対応を頭の片隅に！☆

